

(様式第2号)

監委第31号
令和2年6月30日

太田市市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 久保田 俊 様
太田市教育委員会教育長 恩田 由之 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 白石 さと子

定期監査結果報告書
(産業環境部・教育部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 産業環境部（商業観光課、工業振興課、環境政策課、清掃事業課）
教育部（教育総務課、学校施設管理課、文化財課、青少年課、学校教育課、市立太田高校）
- 4 監査の着眼点 (1) 予算執行は適正か。現金取扱事務は適正か。出納員印及び分任出納員印の使用管理は厳正か。
(2) 勤務管理（休暇、時間外勤務、振替等）は適正か。
(3) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
(4) 補助金等事務の執行、審査及び検査は適正か。また、交付要綱は適正か。
(5) 委託業務等の仕様書、設計図書、履行期間等は適正か。
- 5 監査の実施内容
(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和元年度（監査基準日：令和2年3月31日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係

職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和2年5月25日から令和2年6月10日まで

6 監査の結果

産業環境部及び教育部における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかったが、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

今後においても、引き続き適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努められたい。

7 意見

時間外勤務については、特定の職員に偏ることのないよう業務配分を見直すなど業務分担の平準化に努めてください。また、各所属で管理する通帳及び印鑑については、リスクの分散を図り、引き続き適正な管理に努めてください。